

具体的な取組案（子ども向け施策）

1 現状

- 令和2年7月に「多摩市障がい者への差別をなくし共に安心して暮らすことのできるまちづくり条例」が施行された。第14条第4号では、「児童及び生徒が障害及び障がい者に対する理解を深められるよう、必要な取組を実施する」と規定されている。

2 課題

- 「令和2年度多摩市障がい者生活実態調査」では、地域での障害理解を進めていくための取り組みとして「学校での障害に関する教育や知識の提供」が必要との回答が51.5%と最も高くなっている。
- 学識経験者、障がい者団体、関係機関等で構成される地域自立支援協議会などでも、子どもの頃からの周知が重要との意見が多い。

3 具体的な取組案

(1) 検討の過程

- 子ども向け理解・周知啓発の取り組みについて検討するため、先進的に取り組んでいる5つの近隣自治体（八王子市、日野市、調布市、立川市、国立市）へヒアリングを行った。
- その後、案1から案4の実施の可能性について教育委員会と検討を行った。
 - 【案1】小学校（1カ所）4年生を対象に1年間を通して総合学習を行う。
 - 【案2】子ども向けハンドブックの作成。
 - 【案3】講義、授業協力が可能な障がい者事業所リストの配布。
 - 【案4】障がい者美術作品展でコラボアート作成。

(2) 具体的な取組案

- まずは、【案2】子ども向けハンドブックの作成を進めてはどうか。
その際、小学校4年生を対象に定期的にアンケート調査を実施し、成果を測ってはどうか。

（スケジュール案）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
【案2】ハンドブック	検討	作成	配布	→		

〈八王子市〉

- (1) 市内小学校(4年生)を対象にワーク形式のガイドブック配布
- (2) 講義、授業協力が可能な障がい者事業所リストの配布
- (3) 学習指導要領の作成(4年生から6年生対象)

〈日野市〉

- (1) 市内小学校(1カ所)4年生を対象に、1年間を通して総合学習を行う。

[内容]

- ① 視覚障害、聴覚障害、肢体不自由 当事者の方にきてもらい、体験授業を実施
(アイマスク 白杖 イヤーマフ 車椅子 など)
 - ② 当事者の方の講演会
- (2) 点字メニュー作成
市内、視覚障がい者事業所からの協力を得て、点字を学習して小学校近くの飲食店の点字メニューを作成

[補足]

学校側が、実施した授業内容をもとにリーフレットを作成し、市内全小学校に配布している。
また、学校側で障がい当事者と小学生の相談会を定期的を開催している。

〈調布市〉

- (1) 出前講座
障がい当事者と、市役所職員共同で出前講座を行った

[内容]

- ① 障がい当事者と職員による演劇(障がい者への対応方法など)
- ② クイズ、ゲーム形式の体験授業
 - ▶クイズ サランラップ、アルミ。シャンプー、リンス。ジュース、お酒。
 - ▶ゲーム 神経衰弱 [音 ver.]
- ③ 障がい当事者による講義

〈立川市〉

- (1) 市内小学校(4年生)を対象に、障がい者差別解消条例 基本対応要領ガイドブックを配布
- (2) コラボアート
各小学校へ募集し、障がい当事者と一緒にコラボアートを作成※実施は1カ所
縦10m、横2m 水彩絵
展示は、小学校と市役所 参加者は4年生84名、6年生15名
- (3) ヘルプカードの配布
市内、特別支援学校にヘルプカードを配布

〈国立市〉

子ども向け障害理解・周知啓発の取り組みは未実施

参考までに実施事例は、

障がい者週間に合わせて作品展の開催

▶ 市内の児童系サービス事業所で作成された作品展示

就労支援B型と商店街（吉祥寺）の協力で、市内J Rの駅ビルに作品を展示

職員向け研修など